定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年十一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年十月十七日

愛知県西尾市西幡豆町播摩門内一番地

木下製網株式会社

代表取締役　木下康太郎

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年十一月十八日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年十月十七日

奈良県宇陀市大宇陀下竹一九〇番地の一

株式会社フジ建生コンクリート

代表取締役　藤田　弘和

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年十一月十八日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年十月十七日

奈良県宇陀市大宇陀下竹一九一番地

株式会社藤田

代表取締役　藤田　弘和

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社エナリスと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年十二月一日までに当社にご提出ください。

平成二十四年十月十七日

東京都千代田区岩本町一丁目三番三号

イーキュービック株式会社

代表取締役　長沼　隆治

株式交換につき株券等提出公告

当社は、株式会社ナックスナカムラ（住所大阪市淀川区西宮原一丁目八番二四号）を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年十一月二十日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年十月十七日

大阪市西区西本町一丁目一〇番一〇号

オーエックス西本町ビル六階

ワールドデイリーフーズ株式会社

代表取締役　松永　孝一

限定承認公告

本籍兵庫県神戸市中央区下山手通九丁目一五番地三、最後の住所神戸市垂水区名谷町七六三番地の二　ラウムズ垂水Ⅱ三〇六号

被相続人　亡　田島　行夫

右被相続人は平成二十四年五月十三日死亡し、その相続人は平成二十四年十月九日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十七日

神戸市西区大津和一丁目四―七　コーポ大津和二〇一号　限定承認者　田島　直樹

限定承認公告

国籍大韓民国、最後の住所兵庫県神戸市中央区元町通四丁目六番一七―七〇一号

被相続人　亡　玉山義弘こと　張　義弘

右被相続人は平成二十四年八月二日死亡し、その相続人らは平成二十四年十月五日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十七日

兵庫県神戸市中央区北長狭通四丁目三番二号

相続財産管理人　玉山　涼子

限定承認公告

本籍大分市今津留二丁目一一七二番地一、最後の住所大分市三川上三丁目一番四号サンシティ三川一〇二　被相続人　亡　池邉　利憲

右被相続人は平成二十四年四月十二日死亡し、その相続人は平成二十四年十月四日大分家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十七日

大分市高砂町三番三〇―一四〇六号グリーンヒル高砂町

相続財産管理人　池邉　貴光

株式交換公告

当社（甲）は、５ｄｉｇｉｓｔａｒ株式会社（乙、住所兵庫県神戸市中央区生田町二丁目四番二〇号）を完全子会社とする株式交換をすることにいたしました。

効力発生日は平成二十四年十一月二十日であり、甲および乙の株主総会の承認決議は、それぞれ平成二十四年十月十六日に終了しております。

この株式交換に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年十月四日

掲載頁　一二八頁（号外第二一八号）

平成二十四年十月十七日

東京都新宿区西新宿四丁目一五番七号

株式会社セルシス

代表取締役　野﨑　愼也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千六十万円減少することにいたしましたので、資産の流動化に関する法律第百十一条第二項の規定に基づき、公告いたします。

かかる優先資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年十月九日

掲載頁　六十二頁（号外第二二〇号）

平成二十四年十月十七日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内

オスタラ・メディカル・ワン特定目的会社

取締役　中村　博康

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十四年十月十七日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一　優先資本金の額の減少をする目的

優先資本金のうち、特定資産の売却による余裕金を除く、固定資産減価償却費及び長期前払費用償却費、消費税の還付等により生じた余裕金（以下、「現金余裕金」という。）の範囲内で取締役が決定した額を本計画に係る業務の終了前に減少することを目的とする。

二　優先資本金の額の減少をする要件

優先出資償却原資の計算を行った結果、取締役が簡易原資消却を行うことが適当であると判断し、その旨決定したことをその要件とする。

三　優先資本金の額の減少をする時期

平成二十四年十二月三日以降に行う。

四　減少する優先資本金の額

金二千二百五十万円

五　消却する優先出資の種類

当社は、第一回優先出資及び第二回優先出資の二種類の優先出資を発行しており、第二回優先出資のみ消却の対象とする。

六　消却する優先出資の口数

四十五口（第二回優先出資につき四十五口）

七　消却の方法

全既発行の第二回優先出資社員の保有する第二回優先出資口数の割合に応じて、優先出資一口につき金五十万円で有償消却を行う。

八　消却に要する金額　金二千二百五十万円

九　優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類　第二回優先出資

平成二十四年十月十七日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

特定目的会社エスパス2号

取締役　福永　隆明

訂正公告

平成二十四年十月一日（号外第二一五号）掲載の国立大学法人千葉大学に係る平成二十三事業年度財務諸表に関する公告中、10　資本金及び資本準備金の明細（表中）、損益外減価償却累計額欄の摘要「(注)3　(注)4」とあるは「(注)3」の誤りであり、損益外利息費用累計額欄の摘要「(注)5」を削除し訂正します。

平成二十四年十月十七日

扱　店

訂正公告

平成二十四年七月十七日（号外第一五四号）掲載の決算公告（枠組）中、「（うち当期純損失）　(505,638)」とあるは「（うち当期純損失）　(168,042)」の誤りにつき訂正します。

平成二十四年十月十七日

福岡市博多区博多駅東一丁目一二番二三号

ジェイアール九州都市開発株式会社

代表取締役　小濵　和彦

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月十七日付第二三六号九　月七日付参会第二六号二四

六ページ●同日付政府調達第一九八号二四ページ●九　ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）